

職員給与規程（平成 31 年規程第 3 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 月 日改正
経営委員会

新	旧
<p>職員給与規程</p> <p>平成31年規程第 3 号 平成31年 1 月21日制定 平成31年 3 月29日改正 令和 2 年 1 月 9 日改正 令和 4 年 3 月10日改正 令和 4 年11月 8 日改正 <u>令和 5 年 3 月 日改正</u></p> <p>第 1 章 総則 略 第 2 章 基本給 第 1 節 基本給の決定</p> <p>第 4 条 略 (継続雇用職員の本俸)</p> <p>第 4 条の 2 継続雇用職員（正規職員のうち就業規則第40条の 2 の規定により再雇用された職員をいう。以下同じ。）の本俸月額、前条の規定にかかわらず、その職務の内容に応じた継続雇用職員本俸表（別表 1 の 2）の定めるところによる。ただし、この本俸月額が適当でない特別な事情がある場合は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）別表第一イ行政職俸給表（一）<u>定年前再任用短時間勤務職員の項中、8 級の欄で定める俸給月額を超えない範囲で本俸月額を理事長が別に</u></p>	<p>職員給与規程</p> <p>平成31年規程第 3 号 平成31年 1 月21日制定 平成31年 3 月29日改正 令和 2 年 1 月 9 日改正 令和 4 年 3 月10日改正 令和 4 年11月 8 日改正</p> <p>第 1 章 総則 略 第 2 章 基本給 第 1 節 基本給の決定</p> <p>第 4 条 略 (継続雇用職員の本俸)</p> <p>第 4 条の 2 継続雇用職員（正規職員のうち就業規則第40条の 2 の規定により再雇用された職員をいう。以下同じ。）の本俸月額、前条の規定にかかわらず、その職務の内容に応じた継続雇用職員本俸表（別表 1 の 2）の定めるところによる。ただし、この本俸月額が適当でない特別な事情がある場合は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）別表第一イ行政職俸給表（一）<u>の職務の級 8 級の適用を受ける再任用職員の俸給月額を超えない範囲で本俸月額を理事長が別に定めること</u></p>

新	旧
<p>定めることができる。なお、継続雇用職員の職務及び本俸月額、定年により退職した日における職務及び本俸月額を超えないものとする。</p> <p>(初任給の決定)</p> <p>第5条 新たに職員を採用した場合におけるその職員の初任給は、次の基準により決定する。</p> <p>(1) <u>正規職員</u></p> <p>大学卒業 1等級21号俸 高等学校卒業 1等級1号俸</p> <p>(2) <u>運用専門職員</u></p> <p>大学卒業 1等級1号俸</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第8条 略</p> <p>(役職手当)</p> <p>第9条 役職手当は、次の各号のいずれかに掲げる職にある職員に対して支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第29条第1号の場合及び就業規則第47条第2項の場合により勤務しなかった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。</p> <p>(1) <u>副CIO（副最高投資責任者）</u></p> <p>(2) 審議役、部長、室長、経営委員会事務室長及び重要な業務を所掌する次長</p> <p>(3) 監査委員会事務室長、次長、課長、副室長、副事務室長及び企画役</p> <p>(4) 課長代理、室長代理、事務室長代理</p> <p>2 役職手当の月額、別表2に掲げる額とする。</p> <p>3 略</p> <p>第9条の2～第20条 略</p>	<p>ができる。なお、継続雇用職員の職務及び本俸月額、定年により退職した日における職務及び本俸月額を超えないものとする。</p> <p>(初任給の決定)</p> <p>第5条 新たに職員を採用した場合におけるその職員の初任給は、次の基準により決定する。</p> <p>大学卒業 1等級21号俸 高等学校卒業 1等級1号俸</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第8条 略</p> <p>(役職手当)</p> <p>第9条 役職手当は、次の各号のいずれかに掲げる職にある職員に対して支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第29条第1号の場合及び就業規則第47条第2項の場合により勤務しなかった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。</p> <p>(1) <u>統括部長</u></p> <p>(2) 審議役、部長、室長、経営委員会事務室長、<u>重要な業務を所掌する次長及び運用数理役</u></p> <p>(3) 監査委員会事務室長、次長、課長、副室長、副事務室長及び企画役</p> <p>(4) 課長代理、室長代理、事務室長代理、<u>秘書役及び検査役</u></p> <p>2 役職手当の月額、別表2に掲げる額とする。</p> <p>3 略</p> <p>第9条の2～第20条 略</p>

新	旧												
<p>(特別手当)</p> <p>第21条 特別手当は、期末手当及び奨励手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職又は死亡した日）現在において職員が受けるべき本俸月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額（次表に定める地位にある職員又はこれらと同程度の職務を行うものと見なされる職員（休職にされている職員のうち、第29条第1号に該当する職員以外の職員を除く。）にあっては、その額に本俸月額に職務に応じて同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額。以下第8項において同じ。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="129 802 1059 1050"> <thead> <tr> <th>職務の区分</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副C I O（副最高投資責任者）、審議役、部長、室長、経営委員会事務室長、監査委員会事務室長及び次長</td> <td>100分の19</td> </tr> <tr> <td>課長、副室長、副事務室長及び企画役</td> <td>100分の12</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～10 略</p> <p>第22条～第35条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(削除)</p>	職務の区分	割増率	副C I O（副最高投資責任者）、審議役、部長、室長、経営委員会事務室長、監査委員会事務室長及び次長	100分の19	課長、副室長、副事務室長及び企画役	100分の12	<p>(特別手当)</p> <p>第21条 特別手当は、期末手当及び奨励手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職又は死亡した日）現在において職員が受けるべき本俸月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額（次表に定める地位にある職員又はこれらと同程度の職務を行うものと見なされる職員（休職にされている職員のうち、第29条第1号に該当する職員以外の職員を除く。）にあっては、その額に本俸月額に職務に応じて同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額。以下第8項において同じ。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 802 2094 1002"> <thead> <tr> <th>職務の区分</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統括部長、審議役並びに部、室及び事務室の長、次長並びに運用数理役</td> <td>100分の19</td> </tr> <tr> <td>課長、副室長、副事務室長及び企画役</td> <td>100分の12</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～10 略</p> <p>第22条～第35条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第10条第1項た</p>	職務の区分	割増率	統括部長、審議役並びに部、室及び事務室の長、次長並びに運用数理役	100分の19	課長、副室長、副事務室長及び企画役	100分の12
職務の区分	割増率												
副C I O（副最高投資責任者）、審議役、部長、室長、経営委員会事務室長、監査委員会事務室長及び次長	100分の19												
課長、副室長、副事務室長及び企画役	100分の12												
職務の区分	割増率												
統括部長、審議役並びに部、室及び事務室の長、次長並びに運用数理役	100分の19												
課長、副室長、副事務室長及び企画役	100分の12												

新	旧
	<p>だし書及び第 11 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 10 条第 3 項及び第 11 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(本俸表の等級が 4 等級であるもの (以下この条及び次条において「4 等級職員」という。) にあつては、3,500 円)、前項第 2 号」とあるのは「<u>、同項第 2 号</u>」と、同条第 1 項中「扶養親族 (5 等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。) がある場合、5 等級以上職員から 5 等級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「<u>扶養親族</u>」と、同項第 1 号中「<u>場合 (5 等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)</u>」とあり、及び同項第 2 号中「<u>場合及び 5 等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合</u>」とあるのは「<u>場合</u>」と、同条第 2 項中「<u>扶養親族 (5 等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)</u>」とあるのは「<u>扶養親族</u>」と、「<u>なつた日、5 等級以上職員から 5 等級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 5 等級以上職員以外の職員となつた日</u>」とあるのは「<u>なつた日</u>」と、「<u>同項の規定による届出に係るものがない場合</u>」とあるのは「<u>前項の規定による届出に係るものがない場合</u>」と、「<u>死亡した日、5 等級以上職員以外の職員から 5 等級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 5 等級以上職員となつた日</u>」とあるのは「<u>死亡した日</u>」と、同条第 3 項中「<u>次の各号のいずれか</u>」とあるのは「<u>第 1 号、第 2 号又は第 7 号</u>」と、「<u>第 1 号又は第 3 号</u>」とあるのは「<u>第 1 号</u>」と、同項第 2 号中「<u>扶養親族 (5 等級以上</u></p>

新	旧
(削除)	<p>職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。</p> <p>4 <u>平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 10 条第 1 項ただし書並びに第 11 条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、第 10 条第 3 項及び第 11 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 4 等級」とあるのは「が 4 等級以上」と、「4 等級職員」とあるのは「4 等級以上職員」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（5 等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、5 等級以上職員から 5 等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（5 等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び 5 等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（5 等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、5 等級以上職員から 5 等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 5 等級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、5 等級以上職員以外の職員から 5 等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職</u></p>

新	旧																																	
<p>(削除)</p> <p>附 則 (平成31. 3. 29改正) 略</p> <p>附 則 (令和 2. 1. 9 改正) 略</p> <p>附 則 (令和 4. 3. 10 改正) 略</p> <p>附 則 (令和 4. 11. 8 改正) 略</p> <p>(別表 1) 職員本俸表 (第 4 条関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 運用専門職員本俸表</p> <table border="1" data-bbox="174 1189 1037 1383"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号俸</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>284,000</td> <td>370,000</td> <td>480,000</td> <td>542,900</td> <td>666,000</td> <td>755,500</td> </tr> </tbody> </table>	等級	1	2	3	4	5	6	号俸	円	円	円	円	円	円	1	284,000	370,000	480,000	542,900	666,000	755,500	<p><u>員が 5 等級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族 (5 等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「4 等級職員が 4 等級職員及び 5 等級以上職員」とあるのは「4 等級以上職員が 4 等級以上職員」と、同項第 6 号中「4 等級職員及び 5 等級以上職員」とあるのは「4 等級以上職員」と、「が 4 等級職員」とあるのは「が 4 等級以上職員」とする。</u></p> <p><u>5 廃止前の継続雇用職員の勤務及び給与に関する規程 (平成 19 年規程第 4 号) の平成 30 年 4 月 26 日改正附則第 2 項の適用を受けた継続雇用職員の本俸月額は、当該職員が現に受けている本俸月額と同額とし、役職手当は支給しない。</u></p> <p>附 則 (平成31. 3. 29改正) 略</p> <p>附 則 (令和 2. 1. 9 改正) 略</p> <p>附 則 (令和 4. 3. 10 改正) 略</p> <p>附 則 (令和 4. 11. 8 改正) 略</p> <p>(別表 1) 職員本俸表 (第 4 条関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 運用専門職員本俸表</p> <table border="1" data-bbox="1205 1189 1977 1383"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号俸</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>542,900</td> <td>666,000</td> <td>755,500</td> </tr> </tbody> </table>	等級	4	5	6	号俸	円	円	円	1	542,900	666,000	755,500
等級	1	2	3	4	5	6																												
号俸	円	円	円	円	円	円																												
1	284,000	370,000	480,000	542,900	666,000	755,500																												
等級	4	5	6																															
号俸	円	円	円																															
1	542,900	666,000	755,500																															

新								旧							
2	<u>302,500</u>	<u>389,200</u>	<u>501,000</u>	564,000	691,400	779,600		2	564,000	691,400	779,600				
3	<u>321,000</u>	<u>408,400</u>	<u>522,000</u>	586,000	716,400	803,600		3	586,000	716,400	803,600				
4	<u>339,500</u>	<u>427,600</u>	<u>543,000</u>	608,100	741,500	828,000		4	608,100	741,500	828,000				
5	<u>358,000</u>	<u>446,800</u>	<u>564,000</u>	630,400	766,600	852,100		5	630,400	766,600	852,100				
6	<u>376,500</u>	<u>466,000</u>	<u>585,000</u>	652,500	791,600	876,100		6	652,500	791,600	876,100				
7	<u>395,000</u>	<u>485,200</u>	<u>606,000</u>	673,500	817,000	900,200		7	673,500	817,000	900,200				
8	<u>413,500</u>	<u>504,400</u>	<u>627,000</u>	694,600	842,000	924,200		8	694,600	842,000	924,200				
9	<u>432,000</u>	<u>523,600</u>	<u>648,000</u>	715,700	867,100	948,600		9	715,700	867,100	948,600				
10		<u>542,800</u>	<u>669,000</u>	737,000	892,100	963,600		10	737,000	892,100	963,600				
11		<u>562,000</u>	<u>690,000</u>	758,100	917,200	986,700		11	758,100	917,200	986,700				
12			<u>711,000</u>	779,100	942,600	1,009,700		12	779,100	942,600	1,009,700				
13			<u>732,000</u>	800,200	967,600	1,032,800		13	800,200	967,600	1,032,800				
14				821,200	992,700	1,055,800		14	821,200	992,700	1,055,800				
15				842,600	1,017,700	1,079,200		15	842,600	1,017,700	1,079,200				
16				863,600	1,042,800	1,102,200		16	863,600	1,042,800	1,102,200				
17				884,600	1,067,100	1,112,200		17	884,600	1,067,100	1,112,200				
18				905,600	1,091,200	1,134,300		18	905,600	1,091,200	1,134,300				
19				926,600	1,115,300	1,156,300		19	926,600	1,115,300	1,156,300				
20				947,600	1,139,300	1,178,400		20	947,600	1,139,300	1,178,400				
21				968,600	1,163,400	1,200,700		21	968,600	1,163,400	1,200,700				
22				989,600	1,173,400	1,210,800		22	989,600	1,173,400	1,210,800				
23				1,010,600	1,195,700	1,220,800		23	1,010,600	1,195,700	1,220,800				
24				1,031,600	1,217,800	1,240,800		24	1,031,600	1,217,800	1,240,800				
25				1,052,600	1,239,800	1,248,900		25	1,052,600	1,239,800	1,248,900				

新							旧				
	26				1,247,800	1,256,900		26		1,247,800	1,256,900
	27				1,255,800	1,276,900		27		1,255,800	1,276,900
	28				1,263,800	1,284,900		28		1,263,800	1,284,900
	29				1,271,900	1,293,000		29		1,271,900	1,293,000
	30				1,291,900	1,313,000		30		1,291,900	1,313,000
	31				1,300,200	1,321,300		31		1,300,200	1,321,300
	32				1,308,200	1,329,300		32		1,308,200	1,329,300
	33				1,326,300	1,347,400		33		1,326,300	1,347,400
	34				1,334,300	1,355,400		34		1,334,300	1,355,400
	35				1,352,300	1,373,400		35		1,352,300	1,373,400
	36				1,370,400	1,391,500		36		1,370,400	1,391,500
	37				1,388,400	1,409,500		37		1,388,400	1,409,500
	38				1,406,500	1,427,600		38		1,406,500	1,427,600
	39				1,424,800	1,445,900		39		1,424,800	1,445,900
	40				1,442,900	1,464,000		40		1,442,900	1,464,000
	<u>41</u>				<u>1,461,000</u>	<u>1,488,000</u>					
	<u>42</u>				<u>1,479,100</u>	<u>1,512,000</u>					
	<u>43</u>				<u>1,497,200</u>	<u>1,536,000</u>					
	<u>44</u>				<u>1,515,300</u>	<u>1,560,000</u>					
	<u>45</u>				<u>1,533,400</u>	<u>1,584,000</u>					
	<u>46</u>				<u>1,551,500</u>	<u>1,608,000</u>					
	<u>47</u>				<u>1,569,600</u>	<u>1,632,000</u>					
	<u>48</u>				<u>1,587,700</u>	<u>1,656,000</u>					
	<u>49</u>				<u>1,605,800</u>	<u>1,680,000</u>					
	<u>50</u>				<u>1,623,900</u>	<u>1,704,000</u>					

新							旧								
	51					1,642,000	1,728,000								
	52					1,660,100	1,752,000								
	53					1,678,200	1,776,000								
	54					1,696,300	1,800,000								
	55					1,714,400	1,824,000								
	56					1,732,500	1,848,000								
	57					1,750,600	1,872,000								
	58					1,768,700	1,896,000								
	59					1,786,800	1,920,000								
	60					1,804,900	1,944,000								

(別表 1 の 2) 継続雇用職員本俸表 (第 4 条の 2 関係) 略

(別表 2) 役職手当の月額 (第 9 条関係)

(別表 1 の 2) 継続雇用職員本俸表 (第 4 条の 2 関係) 略

(別表 2) 役職手当の月額 (第 9 条関係)

(1) 正規職員

等級	区 分	役職手当額
6等級	副 C I O (副最高投資責任者)	122,300円
5等級	審議役	122,300円
	部全体の事務を掌理する部長、室長及び経営委員会事務室長	106,400円
	部長及び重要な業務を所掌する次長	101,000円
4等級	監査委員会事務室長、次長、課長、副室長及び副事務室長	84,100円
	企画役	73,200円
3等級	課長代理、室長代理及び事務室長代理	36,500円

等級	区 分	役職手当額
5等級	審議役	122,300円
	部長、室長及び経営委員会事務室長	106,400円
	次長及び運用数理役	101,000円
4等級	監査委員会事務室長、次長並びに総務課、企画課及び委託運用課の課長並びに企画役(部に配置されるものに限る。)	84,100円
	上記区分以外の課長、副室長及び副事務室長	73,200円
	企画役	52,200円
3等級	総務課、企画課及び委託運用課の課長代理(総)	43,800円

新	旧								
<p>(別表 3) 継続雇用職員の役職手当の月額 (第 9 条の 2 関係) 略</p>	<p>括担当)</p>								
	<p>上記区分以外の課長代理、室長代理、事務室長代理、秘書役及び検査役</p>	<p>36,500円</p>							
	<p>(2) 運用専門職員</p> <table border="1" data-bbox="1155 419 1599 619"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>役職手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6等級</td> <td>122,300円</td> </tr> <tr> <td>5等級</td> <td>106,400円</td> </tr> <tr> <td>4等級</td> <td>84,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表 3) 継続雇用職員の役職手当の月額 (第 9 条の 2 関係) 略</p>		等級	役職手当額	6等級	122,300円	5等級	106,400円	4等級
等級	役職手当額								
6等級	122,300円								
5等級	106,400円								
4等級	84,100円								

附 則(令和 5. 3. 改正)

(施行期日)

1 この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(職員給与規程の改正に伴う経過措置等)

2 この改正の施行日時点において契約を締結している運用専門職員への別表 2 の適用については、当該運用専門職員との雇用契約を更新するまでの間は、なお従前の例による。

3 改正前の職員給与規程附則第 3 項から第 5 項までの規定に基づき行われた決定その他の行為は、なおその効力を有する。

職員退職手当支給規程（平成31年規程第4号）の一部を次のとおり改正する。

令和5年 月 日改正

経営委員会

新	旧
<p>職員退職手当支給規程</p> <p style="text-align: right;">平成31年規程第4号 平成31年1月21日制定 令和4年3月10日改正 <u>令和5年3月 日改正</u></p> <p>第1章 総則 略</p> <p>第2章 退職手当の額</p> <p> 第1節 正規職員の退職手当 略</p> <p> 第2節 運用専門職員の退職手当 (計算方法)</p> <p>第9条の2 運用専門職員の退職手当の額は、10,000円に第9条の4の規定により計算する累計年間基準ポイントを乗じた額に次条の規定により計算する運用専門職員の勤続期間における総合人事評価結果に応じて零から100分の150の範囲内で理事長が定める率を乗じて得た額及び第9条の5の規定により計算する理論年収に12分の3を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>2 第3条第2項は、運用専門職員の退職手当に準用する。 (勤続期間)</p> <p>第9条の3 運用専門職員の勤続期間は、運用専門職員となった日から退職した日までの期間とする。 (累計年間基準ポイントの計算)</p>	<p>職員退職手当支給規程</p> <p style="text-align: right;">平成31年規程第4号 平成31年1月21日制定 令和4年3月10日改正</p> <p>第1章 総則 略</p> <p>第2章 退職手当の額</p> <p> 第1節 正規職員の退職手当 略</p> <p> 第2節 運用専門職員の退職手当 (計算方法)</p> <p>第9条の2 運用専門職員の退職手当の額は、10,000円に第9条の4の規定により計算する累計年間基準ポイントを乗じた額に次条の規定により計算する運用専門職員の勤続期間における総合人事評価結果に応じて零から100分の150の範囲内で理事長が定める率を乗じて得た額及び第9条の5の規定により計算する理論年収に12分の3を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>2 第3条第2項は、運用専門職員の退職手当に準用する。 (勤続期間)</p> <p>第9条の3 運用専門職員の勤続期間は、運用専門職員となった日から退職した日までの期間とする。 (累計年間基準ポイントの計算)</p>

新	旧
<p>第9条の4 累計年間基準ポイントは、運用専門職員となった日の属する年度から退職した日の属する年度の前年度まで（退職した日が3月31日であるときは、退職した日の属する年度まで）に係る年間基準ポイントの累計とする。</p> <p>2 前項の年間基準ポイントは、職員給与規程第21条第7項の規定により計算される奨励手当の額を10,000円で除した額に、当該運用専門職員の等級別、号俸別に別表に定める割合を乗じて得た値とする。</p> <p>3 年間基準ポイントを算出するに当たり、1未満の端数が生じたときは、小数第一位を四捨五入するものとする。</p> <p>（理論年収）</p> <p>第9条の5 理論年収は、退職日において運用専門職員が受けるべき本俸月額、役職手当の月額、扶養手当の月額、調整手当の月額及び住居手当の月額の合計額に12を乗じて得た額並びに当該運用専門職員が満年度勤務したのものとして計算する奨励手当の合計額とする。ただし、運用専門職員が年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「管理運用法人法」という。）第16条の規定に違反した事実が認められる場合には、当該理論年収は零とする。</p> <p>2 前項に規定する奨励手当の計算において用いる成績率は、人事評価の成績区分がAであるものとして理事長が定める率とする。</p> <p>第3章 弔慰金 略</p> <p>第4章 雑則 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和4.3.10改正） 略</p>	<p>第9条の4 累計年間基準ポイントは、運用専門職員となった日の属する年度から退職した日の属する年度の前年度まで（退職した日が3月31日であるときは、退職した日の属する年度まで）に係る年間基準ポイントの累計とする。</p> <p>2 前項の年間基準ポイントは、職員給与規程第21条第7項の規定により計算される奨励手当の額を10,000円で除した額に、当該運用専門職員の等級別、号俸別に別表に定める割合を乗じて得た値とする。</p> <p>3 年間基準ポイントを算出するに当たり、1未満の端数が生じたときは、小数第一位を四捨五入するものとする。</p> <p>（理論年収）</p> <p>第9条の5 理論年収は、退職日において運用専門職員が受けるべき本俸月額、役職手当の月額、扶養手当の月額、調整手当の月額及び住居手当の月額の合計額に12を乗じて得た額並びに当該運用専門職員が満年度勤務したのものとして計算する奨励手当の合計額とする。ただし、運用専門職員が年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「管理運用法人法」という。）第16条の規定に違反した事実が認められる場合には、当該理論年収は零とする。</p> <p>2 前項に規定する奨励手当の計算において用いる成績率は、人事評価の成績区分がBであるものとして理事長が定める率とする。</p> <p>第3章 弔慰金 略</p> <p>第4章 雑則 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和4.3.10改正） 略</p>

新			旧		
別表（第 9 条の 4 第 2 項関係）			別表（第 9 条の 4 第 2 項関係）		
等級	号俸	割合	等級	号俸	割合
6 等級	<u>全号俸</u>	100分の25	6 等級	<u>1号俸から 21号俸まで</u>	100分の25
5 等級	1号俸から 21号俸まで	100分の12.5		<u>22号俸から 33号俸まで</u>	<u>100分の37.5</u>
	22号俸から 60号俸まで	100分の25		<u>34号俸から 40号俸まで</u>	<u>100分の50</u>
<u>1等級～4 等級</u>	全号俸	100分の12.5	5 等級	1号俸から 21号俸まで	100分の12.5
				22号俸から 40号俸まで	100分の25
			4 等級	全号俸	100分の12.5

附 則（令和 5. 3. 改正）

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。